

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳												郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円				
民事訴訟	通常訴訟、 手形・小切手訴訟、 行政訴訟	10			10		10				20	20	8500円	8000円 ※(推奨)郵送費用を現金・ 電子納付する場合。 郵便切手で納付する際は、 不要。 当事者が1名増すごとに 2500円を加える。	※現金納付する場合は、訴 状提出後、裁判所から「保 管金提出書」を郵送します。 必要事項を記入の上、本 庁、松阪支部、熊野支部の 事件は津地裁会計課まで、 その他支部の事件は各支部 会計課まで持参または振り 込みによる方法で納めてく ださい。また、電子納付利用 者登録をされている方は電 子納付の利用も可能です。	
民事調停	民事調停	4					10				5	10	3300円	3000円 ※(推奨)郵送費用を現金・ 電子納付する場合。 郵便切手で納付する際は、 不要。		
民事執行	担保不動産競売申立て												0円	物件2筆まで60万円。以 降、物件が1つ増えるごとに 5万円を加える。	郵便切手は不要。必要に応 じて予納金から支出します。	
	強制競売申立て												0円	担保不動産競売に同じ(物 件2筆まで60万円。以降、 物件が1つ増えるごとに5万 円を加える。)	担保不動産競売に同じ(郵 便切手は不要。必要に応じ て予納金から支出します。)	
	自動車競売申立て												0円	20万円	郵便切手は不要。必要に応 じて予納金から支出します。	
	債務名義に基づく債権差押え	5					5	2	2	2			3430円		左記は、債権者1名、債務者 1名、第三債務者1名(陳述 催告あり)の場合の基本額。 ※債務者が1名増えるごと に1220円分を追加する。 ※第三債務者が1名増える ごとに1990円分(1290円 分1組、590円分1組、110 円1枚)を追加する。	
	養育費等に基づく債権差押え	5					5	2	2	2			3430円		前行に同じ	
	財産開示													8000円	郵便切手は不要。必要に応 じて予納金から支出します。 ただし、熊野支部への申立 てについては次行参照	
	財産開示(熊野支部)	10						10	10	10		10	8100円	郵便料金について予納金に 対応していません。		
	情報取得													0円	【不動産】6000円 【預貯金等】5000円 【給与債権】6000円	郵便切手は不要。必要に応 じて予納金から支出します。 ただし、熊野支部への申立 てについては次行参照 【預貯金等】については、第 三者が1名増えるごとに 4000円を追加。 【給与債権】については、第 三者が1名増えるごとに 2000円を追加。 ※その他、申立人宛ての情 報提供書返送用封筒(レ ターバック(ライト)又は所定 の郵便切手を貼付した封 筒)を第三者の数
情報取得(熊野支部)	6						10		10	10	10	10	5300円	郵便料金について予納金に 対応していません。 左記の郵便切手に加え、申 立人宛ての返送用封筒(レ ターバック(ライト)又は所定 の郵便切手を貼付した封 筒)を第三者の数 【預貯金等】については、第 三者の数×2000円の予納 金	【預貯金等】及び【給与債 権】については、第三者が1 名増えるごとに郵便切手20 00円を追加 内訳 500円3枚 100円2枚 50円5枚 10円5枚	

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
保全	債権仮差押	6					16		10		7		5400円		※債務者が1名増すごとに、郵便切手1450円を追加 内訳 500円2枚 110円3枚 50円2枚 20円1枚 ※第三債務者が1名増すごとに、郵便切手2150円を追加 内訳 500円3枚 110円4枚 50円3枚 20円3枚
	不動産仮差押・仮処分	6					9		4		5		4290円		※債務者が1名増すごとに、郵便切手1450円を追加 内訳 500円2枚 110円3枚 50円2枚 20円1枚 ※登記嘱託先の法務局が1か所増すごとに、郵便切手1180円を追加 内訳 500円2枚 50円2枚 20円4枚
	仮処分(要審尋)	5					14		3		3		4250円		※債務者が1名増すごとに、郵便切手1890円を追加 内訳 500円2枚 110円7枚 50円2枚 20円1枚
	保全取下げ(不動産登記抹消)	2					1		2		4		1290円		※債務者が1名増すごとに、郵便切手110円を追加 ※登記嘱託先の法務局が1か所増すごとに、郵便切手1180円を追加 内訳 500円2枚 50円2枚 20円4枚
	保全取下げ(債権仮差押)						2						220円		※債務者及び第三債務者が1名増すごとに郵便切手各110円を追加
	保全取下げ(その他)						1						110円		※債務者が1名増すごとに郵便切手110円を追加
	担保取消(権利行使催告)	4					5						2550円		
	担保取消(担保事由消滅)	2					3						1330円		
	担保取消(同意)						2						220円		
	保全異議・取消	4					11		3		2		3400円		
破産関係															特別清算は非訟の項目を、その他の最終ページをご参照ください。
保護命令	保護命令	4						15			10	10	3800円		
労働審判	労働審判	4						10			10	10	3300円	3000円 ※(推定)郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。 当事者が1名増すごとに2500円を加える。	※郵便切手による納付の場合は、相手方が1名増すごとに2520円分を追加 (内 訳) 500円 4枚 100円 4枚 20円 4枚 10円 4枚
商事非訟 民事非訟	清算人選任 (会社法478条2項)	6						10	2		10	10	4400円		他に下記の事件は左記の組み合わせと同じ ・仮役員等選任(会社法346条2項等) ・株主総会招集許可(会社法297条4項) ・総会検査役選任(会社法306条1項、同2項) ・株式売買価格決定(会社法144条2項、177条2項) ・株式買取価格決定(会社法117条2項) ・社債権者集会決議認可(会社法732条) ・取締役会議事録等閲覧許可(会社法371条3項、同4項、同5項)
	端株相当株式任意売却許可 (会社法234条2項等)	2						10				10	2100円		他に下記の事件は左記の組み合わせと同じ ・所在不明株主の株式売却許可(会社法197条2項) ・債務弁済許可(会社法500条2項) ・帳簿資料保存者選任(会社法508条2項)
	特別清算 (会社法511条)	6					20		10		10	10	6000円		

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
	共有物の管理に係る決定 (非訟事件手続法85条)	8						20	10		10	10	6800円		他に下記の事件は左記の 組み合わせと同じ ・所在等不明共有者の持分 の取得(非訟事件手続法87条) ・所在等不明共有者の持分 を譲渡する権限の付与(非 訟事件手続法88条) ・所有者不明土地管理命令 及び所有者不明建物管理 命令(非訟事件手続法90 条) ・管理不全土地管理命令及 び管理不全建物管理命令 (非訟事件手続法91条)
その他手 続	控訴	9					14		4		8	10	6500円 ※(推奨)郵送費用を現金・ 電子納付する場合。 郵便切手で納付する際は、 不要。 当事者1名増すごとに 2000円を追加	6000円 郵便切手による納付で、当 事者3名以上の場合(共通 の代理人がある場合を除 く。)、1名増すごとに郵便切 手2600円を追加 (内訳) 500円 4枚 110円 4枚 20円 5枚 10円 6枚	
	抗告	6					10		2		5	13	4430円 ※(推奨)郵送費用を現金・ 電子納付する場合。 郵便切手で納付する際は、 不要。 当事者1名増すごとに 2000円を追加	4000円 郵便切手による納付で、当 事者3名以上の場合(共通 の代理人がある場合を除 く。)、1名増すごとに2600 円を追加 (内訳) 500円 4枚 110円 4枚 20円 5枚 10円 6枚	
	上告	4	6				8	6			10	7	5850円 ※(推奨)郵送費用を現金・ 電子納付する場合。 郵便切手で納付する際は、 不要。 当事者1名増すごとに 2450円を追加	5850円 郵便切手による納付で、当 事者3名以上の場合(共通 の代理人がある場合を除 く。)、1名増すごとに郵便切 手2450円を追加 (内訳) 500円 2枚 350円 2枚 110円 5枚 100円 2枚	